

災害時における救援物資提供に関する協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と、コカ・コーライーストジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について、次のとおり協定を締結する。

第1条（趣旨） この協定は、匝瑳市内で地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、救援物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（協力の内容） 甲は、匝瑳市内で災害が発生し、かつ、災害対策本部が設置された場合において、甲の行政財産使用許可を得た乙の災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の在庫品を調達する必要があると認めるときは、乙に対し自販機内の在庫品の提供を要請することができる。

2 乙は前項の要請を受けたときは、甲から要請を受けた時点における自販機内の在庫品に限り、無償提供するものとする。ただし、自販機内の在庫状況及びライフラインの停止その他の状況により、乙が自販機内の在庫品の提供ができない場合は、この限りでない。

3 乙が前項の規定により、自販機内の在庫品を無償提供するためのフリーバンドキー又は乙保有の機材（以下「本物件」という。）を甲に貸与する場合は、甲は本物件の預り証を発行するとともに、本物件を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。なお、甲が本物件を紛失又は破損した場合は、乙に対し実費を支払うものとする。

第3条（協力要請及び実施） 前条第1項の規定による甲の要請は、救援物資提供要請書（別紙）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話その他要請書以外の方法で要請することができる。この場合において、当該緊急事項終了後速やかに救援物資提供要請書（別紙）を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による要請があった場合は、速やかに当該要請の内容を確認の上、甲に対し諾否の通知を行うものとする。

第4条（有効期間） この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに甲乙のいずれからもこの協定の解消の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 この協定が終了し、かつ、本物件を乙が甲に貸与している場合は、甲は乙にこの協定の終了した日から1ヶ月以内に当該本物件を返却するものとする。

第5条（解除） 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲又は乙の相手方は何ら事前の催告を要せず、直ちにこの協定を解除することができる。

- (1) この協定のいずれかの条項に違反したとき。
- (2) 手形若しくは小切手の不渡、租税滞納処分、仮差押え、仮処分若しくは強制執行の申し立てを受け、又は競売、破産、会社更生、民事再生その他類似の手續の開始を自ら申し立て若しくは申し立てられたとき、又はその恐れがあるとき。
- (3) 事業の廃止若しくは合併によらず解散したとき、又は監督官庁から営業停止、営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき。
- (4) 事前の連絡なく2週間以上連絡が途絶えたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか重大な背信行為により、当事者間の信頼関係が破壊され、この協定を継続しがたい事由が生じたとき。

第6条（反社会的勢力） 甲及び乙は、現在及び将来に渡って相互に、自己が、暴力団、暴力団関係企業、団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないことを表明・確約し、相手方が反社会的勢力に属すると認められるときは、通知又は催告することなく直ちにこの協定を解除することができることとする。

2 甲又は乙が前条の規定により、この協定を解除した場合は、この解除した者は相手方に対し損害賠償義務を負わないものとする。

第7条（協議事項） この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議して定めるものとする。

第8条（合意管轄） 甲及び乙は、本協定および本協定に付随する契約に関し紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年8月11日

甲 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2
匝瑳市
匝瑳市長 太田 安規

乙 千葉県山武市松尾町大堤323-2
コカ・コーライーストジャパン株式会社
山武支店長 小林 明雄